

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正の趣旨

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 30 号）による地方税法の一部改正及び郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 24 年政令第 202 号）による地方税法施行令の一部改正が行われることに伴い、事業所税及び固定資産税の細目について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）事業所税

- 地方税法施行令第 56 条の 40 の 3 が改正されたことに伴い、同条を引用している地方税法施行規則第 24 条の 6 の 4 について、条項ずれの措置を行う
- 地方税法施行規則第 24 条の 6 の 4 第 1 項において従来規定していた「郵便の引受け」の業務について、地方税法施行令第 56 条の 40 の 3 の改正により、同条第 2 号で規定される「郵便窓口業務等」に当該業務が含まれることとなることから、地方税法施行規則第 24 条の 6 の 4 第 1 項中の「引受け、」の文言を削る

（2）固定資産税

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第 11 条第 33 項以下の改正に伴い、同条項を引用している地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 6 条第 49 項以下について条項ずれの措置を行う。

3 施行期日

平成 24 年 10 月 1 日

（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行日）